

唐代の文官人事

——吏部による選授權限の変遷を中心に——

松 浦 典 弘

【要約】 唐代の文官の注擬に関しては主に尚書省の吏部が担当することになっていった。しかしながら、八世紀半ば以降の官制変革の中で尚書省の機能は低下し、また吏部選自体が問題を含んでいたこともあって、中央では主に中書、地方では藩鎮に人事権が移りつつあった。奏薦的な注擬の形態が盛行し、吏部が注擬を行う範囲は回復への試みがあったにも関わらず狭まっていくことになる。こうして吏部の機能は大幅に低下したわけであるが、人事に全く関わらなくなったわけではない。唐代後半期の吏部は書類の取扱や審査を主たる職掌とする官司へと変質を遂げていった。そして奏薦の場合も含め、唐末に至るまで人事に関わっていくのであり、唐末五代の混乱を経て、宋代初期に見られるような形式的な書類手続きのみの官司となるわけである。唐代後半期の吏部の機能を、五代や宋代初期の史料をも参考にしながら、一連の官制変革との関わりから解明するのが本稿のねらいである。

史林 八〇巻二号 一九九七年三月

はじめに

天寶一四載（七五五）に勃発した安史の乱前後を境に令外の官たる使職の発生など一大変革を被った唐代の官制については、中国官制史上の一大画期をなすものとして、これまでも数々の研究がなされてきた。個々の官司の職掌の内容に関しては、変革前の唐代前半期の制度が、『大唐六典』をはじめとする諸史料から知ることができ、それをもとに検討が進められてきた。しかしながら、制度の静的側面を取り扱ったものが多く、実際それがどのように運営されてきたのか、ま

た唐代後半期にかけてどのように変化していったのかに關しては未だ解明し尽くされておらず、特に官僚制度を総合的に理解していく上で不可欠である官僚の人事に關わる問題については、その具体像は未だ明らかにされていない点が多い。近年この問題に關しては中国でいくつかの成果が挙げられているが、その実態や変化の様相についてはあまり深く踏み込まれておらず、今後宋代に至るまでの流れを視野に入れつつ検討していく作業が求められよう。

本稿では人事の問題に対する検討の一環として唐代における吏部の機能の変遷について考察してみたい。南北朝時代以来、尚書省は三省の中でも高い地位を得てきた。とりわけ吏部は銓選の司として大きな役割を果たしてきており、唐代においても尚書省六部の他の五部より一段上位の扱いを受けることになる。その主要な職掌は六品以下の文官の注擬に当たることであり、人事の大部分を握っており、吏部の官は清要とされ大きな権限を持っていた。ところが一連の変革の中で、中央政府における尚書省の地位は没落し、宰相府たる中書門下がより大きな権限を持つようになる。吏部の注擬に対する権限に關しても、やはり中書門下に部分的に移行した。また吏部試ではなく高官の推薦によって官に就く奏薦的な注擬の形態が多くなり、中央の官における吏部の注擬の範囲は狭められたのである。

一方、藩鎮の出現により地方官司の様相も一変した。従来からの令制下での州県官に加え、使府の下で僚属として令外の官たる幕職官が出現し、その任用は長官による辟召の形を採って行われた。加えて管下の州県の刺史や県令をはじめとする令制内における官職の任用にも使府の長官が強く影響を及ぼすことになる。それに対応して、吏部の注擬に対する権限も奪われていき、吏部本来の機能に変質をもたらしたのである。

こうした吏部の機能の低下に關しては従来から強調して述べられるところであるが、唐代後半期の吏部がどのように変化し五代・宋初へとつながっていったのかに触れられることはあまりなかった。しかしながら、権限を縮小し、かつ変質させながらも、唐末に至るまで吏部は人事の上での機能を果たしていたのである。唐末五代には吏部権限は決定的に失墜するが、五代を通じて吏部が変質しながらも機能していた例は見られる。その後使府から徐々に人事権が回収され、宋初

には中央政府が人事をほぼ掌握した。藩鎮がその人事を握っていた幕職・州県官は、官員有資格者に中央政府の品官を与える前の段階（選人）に就かせる官職へと変質する。中央政府の掌握する官職も増加するわけであるが、中書が強い権限を持つており、また下級の文官の注擬を行う官司としては新たに流内銓が設けられた^②。そうした背景もあって、吏部は主に書類の管理や審査に当たる官司となってしまうたのである。

こうした唐代後半期からの吏部の機能は使職の発生・奏薦の盛行をはじめとする状況に対応して変化したものであり、官制の変革の一端を反映しているといえよう。そこで銓選において大きな権限を行使していた唐代前半期の吏部について概観した上で、藩鎮による辟召の盛行などの中で吏部の権限は如何に縮小していったのかについて検討し、その中でどのような機能を果たし続けていったのかに関して考察してみようと思う。五代や宋の史料も視野に入れつつ、唐代後半期の吏部機能の実態について説明することを本稿の目標としたい。

① 劉海峰『唐代教育与選舉制度』文津出版社 一九九一、寧欣『唐代選官研究』文津出版社 一九九五 などが近年の中国における代表的成果である。

② 宮崎市定「宋代官制序説——宋史職官志を如何に読むべきか——」

（佐伯富編『宋史職官志索引』東洋史研究会 一九六三）のち『宮崎市定全集』第一〇巻 宋 岩波書店 一九九二所収、及び梅原郁『宋代官制研究』同朋舎 一九八三参照。

一 吏部による任官の原則——唐代前半期の吏部——

唐代の文官人事については整備がなされ官制が体系づけられた時期即ち八世紀前半期の制度について、開元二十七年（七三九）編纂の『大唐六典』巻一・吏部の項にその大枠が提示されている。吏部機能の変遷を考える前提として本章では唐代前半期の人事制度の概要を示しておきたい。

『大唐六典』によると、吏部は毎年十月に任官候補者を集め吏部試を行う。その合格者で六品以下の者に関して注擬を行うが、これを旨授という。これは吏部職掌の中でもっとも主要なものである。また、五品以上の者に関しては中書門下

に送り制授、六品以下の者でも常参官で拾遺・補闕・監察御史に任命するのが適當と思われる者に関してはやはり中書門下に送り勅授の形を採って任命される。このうち旨授による注擬は尚書銓・中銓・東銓の三銓に分けて行われ、三銓の注擬が終わった段階で左右丞相・尚書・門下を経、始めて聞奏の上で任官ということになる。もし門下省などがその人物を官に就けるのに不適と見なした場合はそこで差し戻されることになる。しかしながら、原則としては六品以下の官の人事は吏部が握っていたことになる。

さて尚書吏部は吏部・司勳・司封・考功の四曹から成るが、そのうち吏部における人選すなわち吏部選に関わるのは吏部曹である。吏部曹は尚書一人を長官、侍郎二人を通判官とし、官吏の選挙や叙任をはじめ吏部四曹の業務一般を総覧した。そして任官に際しては、それぞれ尚書銓・中銓・東銓即ち三銓を分掌した。さらに判官として郎中二人・員外郎二人がいた。郎中のうち一人は文官の班秩品命を担当し品官の人事に於いて実務的な部分の多くを管轄する。今一人は京師における流外官(行署)の人事を担当しこれを小銓という。員外郎のうち一人は選院即ち南曹を管轄する。南曹は官僚予備群とでもいべき選人の解状・簿書・資歴・考課に関して検察を行い、三銓に対してそれを提出して人事の資料とするという役割を担っていた。後述するようにこの南曹に関しては唐代後半や五代期の史料に頻出し人事の上で重要な位置にあったことが窺われる。今一人は吏部曹の曹務一般について郎中と分掌するとあり、具体的な職掌は記されておらず広範に諸々の職務を扱っていたことになっている。一方『通典』巻二三や『唐会要』巻五八の吏部員外郎条によると、前者を「判南曹」としているのに対して、後者を「判廢置」と表現している。廢置とは官人の叙任を表している語であるが、唐代後半の史料には廢置吏・廢置詳断吏等という語があり、南曹同様一部局として機能していたことが分かる。これについては第四章で詳しく述べることにしたい。

なお、本稿では考察の対象から外したが、武官に関しては兵部が同様の構造で機能しており、『大唐六典』巻五・兵部によると、尚書・侍郎による三銓や員外郎管轄の南曹が存在する。文選と武選とは様相を異にする部分もあるが、武官

軽視の風潮もあって武官の選に対する記事は少なく不明な点は多い。実際文官に関する吏部の機能が低下する以上に武官に対する兵部の機能は名目化していたことが窺われる。

さて、このような吏部による銓選は果たしてどの程度有効に機能していたのであろうか。一般に『大唐六典』所掲の諸制度はあくまでも開元期の時点の静的なものであり断面的なものに過ぎない。しかも編纂当時においてですら現実と乖離していた部分も存在するのである。安史の乱を境に唐朝の諸制度は大きな変革を被ることになるが、人事に関する問題も例外ではない。その点については後述することにして、『大唐六典』編纂前後の時期に至るまでの人事について総括しておきたい。

『冊府元龜』（以下『冊府』と略称）銓選部など制度の変遷を追っている史料を見る限りでは、武徳・貞観といった王朝初期にあっては未だ官僚制度の整備が進んでいなかったこともあって、銓選に関しても先に述べたような整然とした機構で機能していたものではない。

高宗朝に入って徐々に制度の整備が進められていく。例えば、先に触れた南曹に関しては總章二年（六六九）に成立している^①。また、裴行儉による銓法が実施されたのも同年のことでその後継承されていくことになる。『資治通鑑』でこの条に「唐之選法」として『大唐六典』に掲載されているような制度が付されていることは、この時期に後の銓選のモデルにもなるような一大エポックがあったということ象徴しているように。ただ、人事といった問題においては、時の政治状況が大きく影響することは避けられない。この後、武后政権下では斜放官に代表される濫官政策によって銓選に混乱が生じた。ただ大筋において高宗朝から玄宗朝にかけては『大唐六典』に見られるような制度が整備されていき、ほぼ施行されていたと考えるべきだろう。

なお開元一八年（七三〇）、吏部尚書裴光庭の提議により循資格制度が施行された。これは年功序列を重視する制度であり、その後の吏部による銓選に大きな影響を与えた^④。この制度に関しては施行間もない頃から批判がなされ、有能な人材

を登用するのに適した方法ではないと考えられた。しかしながら唐一代を通じてこの原則は大きく改められることはなく、批判が多くあったとはいえず宋代にも概ね継承されたのである。

① 『唐会要』卷五八・吏部員外郎。

② 『資治通鑑』卷二〇一・總章二年「時承平既久、選人益多、是歲、

司列少常伯裴行儉始与員外郎張仁禪設長名姓歷簿、引銓注之法。又定州県升降・官資高下。其後遂爲永制、無能革之者。」とあり、これに統けて「大略唐之選法」として『大唐六典』所掲の選法を簡潔に載せる。

③ 『唐会要』卷六七・斜封官。

二 吏部権限の縮小——奏薦をめぐって——

前章で述べたように開元期に一応の完成を見た唐代の人事制度は、安史の乱を経て至徳年間には大幅に崩れ出すことになる。藩鎮の跋扈により中央政府の地方への影響力は大幅に減退した。また、中央政府内部でも尚書省の機能は中書門下兩省に比べ相対的に低下していった。このような状況の中で吏部の持つ人事権は縮小の途をたどっていった^①。開元期においてすら、六品以下の官の一部に関する注擬は進名勅授という形で中書門下に移ることになる^②。こうした状況に対して吏部の人事に対する権限を維持する試みも行われ、吏部はある一定の役割を唐代を通じて維持し続けていたのである。そのような吏部の変質については三章以下で述べるが、本章では吏部の権能の低下の一例として藩鎮の使職による僚佐の辟召をはじめ、律令官制にまで及んでいた奏薦について見ていくことにしたい。

さて、従来明らかにされてきているように、人事権の拡散の最たるものといえば、藩鎮による幕職官の辟召である。これは節度使などの藩帥が自らの僚属を辟召する制度で、郷試には合格し礼部試に送られたが未だ合格していない郷貢進士・郷貢明經、礼部試に合格したが未だポストのない選人や、以前にはポストに就いていたがその時点ではポスト待ちの状況

④ 裴光庭の循資格制度に関しては、『資治通鑑』卷二二三・開元一八年四月乙丑条など。鳥谷弘昭「裴光庭の循資格について」(『立正史学』第四七号 一九七三)参照。また槻木正「博学宏詞科・書判拔萃科の実施について——「循資格」を手懸かりとして——」(『関西大学法学論集』第三七卷第四号 一九八七)も循資格の運用に触れており参考になる。

にある前資人等から採用した。^④ こうした実例は新旧『唐書』などに数多くあり、一般的な官途の一つであったことが分かる。この場合、幕職官は元々は律令規定の枠組みの中に存在しない官であることから、藩帥は奏薦し尚書六部や御史台などの官を寄禄官として名目的に授与されるようになる。唐後半期はポストに比べポスト待ちの人員が多く、幕職官はそのような人員を吸収する方向で有効に作用した。要するに藩鎮にとつては有能な人材を幕職官に確保することができるという点において、一方の選人の側では当面の職を得ることができるといふ点において有利なことであった。

ここで注意しておきたいのは、このような状況は中央政府も認めるところとなっており、それに対して何らかの制限を加えるべく規定が設けられていたということである。中央政府にとつてもポスト不足が如何ともしがたい状況下では、辟召によって上述したような人材が吸収されることは決して不利益なことではなく、寧ろ一定の制限を持って容認しておいた方が好都合であった。^⑤

安史の乱以後拡張を続けていた辟召は徳宗・憲宗期には諸規定が出され、一定の制限を以て施行されるようになる。例えば、『旧唐書』卷一五・憲宗本紀下・元和七年（八一二）八月・戊申制には次のようにある。

諸使府の参差の檢校官は、元と官を授くるの月日より計り、如し是れ五品以上の官及び台省官ならば、三十箇月を経るの外、転改を与うるを任し、余官は三十六箇月を経れば、転改を奏せ。如し未だ考を經ず便ち事有り及び停替せる官ならば、本限の外、更に十箇月を加え、即ち申奏を任せ。

ここでは藩鎮の属僚である参差が檢校官の形をとつて授けられている寄禄官に関して、その官が五品以上の官もしくは三省に属する官の場合、三十カ月で転任することを許し、それ以外の官であれば三十六カ月で転任すべく上奏することにするとしている。そしてもし考を經ないうちに何か理由があったり停止されたりした官については、それぞれさらに十カ月期限を延長して奏薦することになっている。寄禄官として与えられる官とそれによる任期や昇進過程についてこのように細かく規制したのである。長慶三年三月にも勅が出され、諸道の軍府の大將が寄禄官として監察御史以上の官を帶官して

いる場合、三年で転任することを許すとしている。^⑨

このほかにも幕職官の辟召に対する規定は唐末に至るまで出されており、地域差等考慮せねばならない問題も多いが、いずれも、任期や寄禄官を授ける際の条件等を詳細に定めている。後述するように吏部選は年功序列に拘り形式に走りすぎると批判があり、その結果、奏薦が盛行したという側面があった。しかしながらやはり無制限に奏薦を認めることは結局混乱を招くとして、吏部選同様に年功に関わる資や考を基準とするこのような規定が必要とされたのであろう。

さて幕職官など藩鎮の僚属はいわゆる律令的官制の枠組みの外にあるもので、吏部などの人事権が及ばないのはある意味で当然とも言えるが、そのみならず辟召とは多少様相を異にするのだが、律令体制下の地方官に關しても諸道の使府の影響力が及んでいる。六品以下の吏部注擬の官の中では、特に県令や録事参軍といったポストに關してその傾向が顕著であり、開元・天宝期には既にその兆しが見られるようになる。

奏薦が盛行した原因は、そのポストにふさわしい人物を銓衡するのにより適していると考えられたからで、当時の官界においては積極的に認めていこうという意見も多かった。これは吏部による注擬に問題点が多かったことによる部分が大きい。このような意見の代表的なものとしては、ともに八世紀末徳宗朝におけるものであるが、大曆末の沈既済や貞元年間の陸贄のものなどが挙げられる。特に『通典』卷一八・選舉典・雜議論所掲の沈既済の選舉論は当時の選官の問題点を克明に指摘し、その結果としてどのように選舉を行うべきであるのか、その規定の私案を詳細な形で提示している。この提案がなされたのは大曆一四年（七七九）八月で、安史の乱による混乱で崩壊した諸制度がまさに整備されつつある時期であった。^⑩ その論点を参照しながら以下吏部銓の問題を見ていくことにする。

沈既済の論の中でしばしば吏部銓の欠点として指摘されているのは、「資考」と「書判」である。例えば七条に涉って辟召や奏薦的な形態への批判に答える形で自らの見解を述べている選舉雜議の中で、第三条では、「人材銓衡の際には、書判を調べるだけで、官への補授に当たっては、官資を比較するだけであるが、書判で優れている者に官吏としての才能

があるとは限らないし、資歴が勝っている者であれば清廉潔白であるとは限らない。」^⑨としてゐる。また第四条では、吏部選で選ばれた官に不適任者がいた場合に、「刺史の責任を問えば、吏部の命に従つたまでだと言ひ、吏部侍郎の責任を問えば、書判や資考を量つて授官したまででそれ以上の責任は負えないと言ひ、吏部の令史の責任を問えば、書類を調べそれを送るだけだと言ふ。」として、機械的な審査のため結局人事が無責任なものになつてゐるとする。^⑩

まず資や考の問題についてであるが、これらは昇進過程の単位である。裴光庭によつて実行に移された循資の制は、その後の吏部による銓選においては一大原則となつてゐたが、そのため年功序列が優先され結局は人材如何は後回しにされるという弊害を生じてゐた。特に県令をはじめとする地方官に関しては諸道がその人物を選ぶ方が要を得るといふ論調があり、奏薦を認めるべきであるという方向へと動いてゐた。会昌六年（八四六）には、

県令員数至りて広く、朝廷悉くは諳知し難し、吏部三銓はただ資・考に憑るのみにして、近日に訪ぬるに、多くは人を得ず。觀察使に委ね、前資・撰官の内より精しく選択を加え、当に具に薦論すべし。如し後に賊を犯さば、挙ぐる所の人及び判官を連坐し、重く懲責を加えよ。〔冊府〕卷六三二

との制が出されている。従来から言われているように藩鎮跋扈による中央政府の掌握力低下ということが地方官奏薦の大きな一因となつてゐたことは確かである。しかしながら、それに加え「資」に拠らず人材を得るといふ積極的動機から奏薦が認められていくという流れがあつた。当時全国の県はおよそ千五百で、中央政府としてはその全ての人事に熟知することは困難であり、もし吏部によつて県令の任命を一元化してしまえば、その人事は自ずと形式化してしまふことは避けがたい。その欠点を補う上では觀察使に人事権を委ねてしまふ方が有利になるのである。

また、今一つ大きな問題となつてゐる書判は吏部試の科目である。六品以下の官は吏部に集められた後、注擬に先立つ第一段階として、書体によつて判断される書と文体によつて判断される判の試験によつてまずふるい落とされた。特に判の能力は吏部試の中で最も重視されたものであり、受験者はその修練に力を注いだわけで『文苑英華』などに多数の判文

が残っている^①。これらの能力は統治の実務とはおおそかけ離れたものである。判に關しては一応政治上の案件に対する判決文ということになってはいたが、多分にマニニアル化されており受験者の官としての能力を判断できるような材料とは言い難かった。実際『文献通考』卷三七・選舉考・挙官の中で馬端臨は唐の判は礼部試の科目である詩賦と異なるところがなかったことを指摘しており、^② 実態としてはほとんど文学的な才能を試みるものになってしまっていたのである。そのため吏部による注擬が人材を得たいと批判を受けることになり改善が要された。その一例として、大和七年（八三三）の中書門下の奏を挙げることにする。この奏では京兆・河南尹及び全国の刺史に管轄内の常選人中より県令・司録・録事参軍となるのに適当なものを挙げ、その成績・才能を具して奏薦させることを提案している。その書類に關しては觀察使が検査した後、

申送して吏部に至る。選集の日に至るも、選場に就き更に書判を試みるを要めず。吏部尚書・侍郎は引きて銓曹に至り、時務状一道を試み、訪ねるに理人の術を以てし、及び歷任以来の課績を自陳せしめん。〔冊府〕卷六三二

とあるように、書・判ではなく政治に対する意見を述べる時務策を試験し、更に本人の統治に対する能力を調べ、過去の官歴における成績を参考にすることによってポスト適任者を選んでいたのである。

奏薦の盛行には藩鎮の跋扈や尚書省の権限の縮小による吏部の銓衡機能の低下に加え、上述のような吏部選自体の欠を補うという意味もあった。しかしながら、奏薦は全く藩鎮などの独断で行われたのではなく、中央政府より規制がなされており、奏薦を行うべき官の種類や人数に關してはしばしば細かく規定されている。これは幕職官の辟召に際して寄禄官を奏薦する場合も同様である。

例えば文宗の大和元年（八二七）九月に中書門下より出された奏では、

唯だ山南・三川・硤内及び諸道の比遠なるは、吏部の注擬すと雖も情として任に赴くを願わざる者、及び元より注擬せざる者なり。其れ県令・参軍は、長吏の倚頼にして義として私するを容さず、如し才術優長にして仮撰勞効有らば、特に前資・見任及び有出身

人中より奏請するを許さん。道ごとに三五人を過ぐるを得ざれ。〔『冊府』卷六三二〕

という規定を出さんことを求めておりそれが認められている。この規定は奏薦を容認した上で、地域や被奏薦者の身分、人数を規制する内容である。ただここではあくまでも吏部による注擬が原則とされていたわけで、吏部が注擬してもされた者が赴任を願わなかったり、或いは元々吏部が注擬しなかった地域について例外的に認められていたものに過ぎなかった。このような原則であったにも関わらず、州県官の奏薦の風潮は抑えがたいものであり、大和四年（八三〇）五月にはこの奏を受けて出されたと思われる勅が守られていないという状況を受け、再び中書門下より上奏がなされている。建前としては吏部注擬の原則を守ろうとしていたが、結局は条件を加えた上で奏薦を認めているのである。

また地方官として奏薦すべき対象を限定する規定も出されている。例えば元和三年（八〇八）の詔では、觀察使や刺史が県令を奏薦する場合、管轄する州府の県令とすることを禁じており、開成三年（八三八）の詔では、諸道が管内の州県で軍將を奏薦して別駕・長史等を兼任させることを文官の就くべき員闕の不足を理由に禁止している。限定の対象はその時によって違うがこのような形で制限がしばしば加えられているのである。こうした奏薦関係の規定がどの程度実効性を持っていたかは地域的な差異もあるので一概には言えない。例えば先に見た大和元年の中書門下奏のように、同じ内容の規定が繰り返し出されていることから遵守されていなかった部分も多々あったに違いない。しかしながら、元和一四年（八一九）に山南東道節度使の孟簡が管轄内の均州鄖郷県鎮邊使趙潔を同県の県令に奏薦したところ、刑典に違うとして弾奏され、結局一月の罰俸に処せられたケースなどは、先の元和三年の詔の規定に違反したためである。¹⁵ 従って、これら規定は全面的とは言わないまでも実効性を持って施行されていた部分もあった。

さらに被薦者の治績に対する挙主の責任を問ひ、規制を加えている例もある。先の大和七年の中書門下奏では注擬の規定に続けて、挙主の責任を問う規定も記されている。それによると、もし推挙した県令や録事参軍に百貫以下の贓罪があれば刺史は階秩を削られ、百貫以上になると僻遠の小郡へ左遷された。また審査に当たった責任として觀察使も上奏の

上処分を決定するということになっていった。一方逆に推挙した者が治績を上げた場合は挙主は褒賞を受けることになる。¹⁶⁾ 奏薦や辟召の抱える問題点として往々にして情実や縁故に流されがちであるという批判がなされるが、賞罰規定を設けることによってそうした「濫挙」を防いだわけである。従って、完全に藩帥や刺史などに人事権が移ったというわけではなかった。実際奏薦による注擬にせよ、その後の審査には吏部が関わっている。例えば、大中三年（八四九）の勅では、

諸道の挙ぐる所の畧令、事跡を直言し妄りに虚詞を飾るべからず。吏部に委ね精しく覈実を加えしめ、当に懲服有るべし。〔唐会要〕卷六九

とあり、もし推挙された人物の事跡に偽りがあった場合の審査は吏部が行い、それに対する処分がなされることになっている。もっとも推挙された人員の審査をするのみであるから人選の大部分は地方長官が握っているわけで吏部がそれほど大きな権限を持ったというわけではないのである。人材を銓衡し注擬するという吏部の元からの職権からいうと大きな後退と言える。これは吏部が書類を審査することを主とする機関に変質しつつあったことに関係し、審査のための機関としての南曹が重要度を増すことになる。沈既済の選挙論には三条より成る禁約雜条が設けられており、挙主の責任を明確にしている。その第二条は被挙者の不行状に対する挙主への処分について規定したものが、その内容は奪祿から除名に至っており、実際にそうした規定が後に出されていることから実状を反映した現実的な提案であった。¹⁷⁾

吏部の影響力の相対的低下により従来旨授によってなされていた地方官の人事権は藩鎮に奪われていく方向にあった。しかしながら全く藩鎮の独断専行で人事が行われたわけではなく、一方では諸々の規制を設けることによって制限をしていたわけである。こうした規制は貞元年間から元和年間にかけておおよその形ができ、大和年間になってもさらに改定が行われていたのである。

このように挙主に対して責任を持たせ、さらに規制を行うことによって、奏薦が吏部銓の欠を補い有能な人材を登用することに資する部分も大きかった。それゆえ奏薦は積極的に行われるようになった。

では吏部の役割についてはどのように変化したのか。沈既済の「請改革選舉事状」では、吏部の権限に関しては該官司の長官があげた人物を承認して手続きするのみのものとなっている。^⑮ 既済が吏部選の弊害を憂い奏薦を認める立場から為されている要望であるから差し引いて考える必要もあるが、それに近い状況にあったこともまた事実と見てよい。全体的に見て既済の案はそのまま採用されたわけではないにしても、後世に大きな影響を及ぼしており実状を踏まえたものであった。吏部の注擬に対する実質的機能は縮小しつつあったが、審査等の面では依然として機能し続けていた。

以上本章では奏薦を中心に吏部の人事権の低下を見てきた。奏薦の盛行は吏部の権限を削減する方向ではたらいだが、その背景には吏部選の欠陥を補うという面もあった。ただ奏薦においても任官候補者の審査などで吏部は極めて小さいものとはいえ、機能を果たしていた場合がある。このように全体として注擬に対する吏部の権限が低下したが、審査等の役割を果たし続けていた。これは、吏部組織の変遷につながってくる。こうして審査などの形で制限を加えることで、中央政府は奏薦・辟召を積極的に利用していたのであった。

なお本章では主に地方官の奏薦を取り扱ったが、中央官についても吏部銓が不十分であると指摘されている場合がある。^⑯ そのためあって宰相や諸司の長官によって奏薦が行われている例は枚挙に暇無く、藩帥時代の僚属を奏薦しているようなケースも見られる。中央官レベルでも奏薦は主要な官途の一つとなっていたのである。

① この点について概括的に説明したものとしては、敵耕望「論唐代尚書省之職權与地位」、『唐史研究叢稿』新華研究所出版 一九六九所収）がある。

② 第一章でも触れた供奉官の人事が勅授へと変更されたのは、一応は開元四年のことである。『冊府』卷六三〇・銓選部・条制門・開元四年四月条「勅六品以下官、令諸司補授、其員外郎、御史并余供奉、宜進名勅授。」これら官の勅授への変更については武后期に行われたとする論もあるが、詳細は不明である。ただ開元四年以後勅授に変わっ

たことは確かである。また『大唐新語』卷一〇・釐革には「隋制、員外郎・監察御史亦吏部注、諳詞即尚書・侍郎為与之。自貞觀已後、員外郎尺制授。則天朝、御史始制授。肅宗於靈武即大位、以強寇在郊、始令中書以功狀除官、非旧制也。」とあり、中書への人事の移行が窺われる。

③ 唐代において奏薦とは、長官などがあるポストへ適当な人材を推薦し就けさせる注擬の形態である。その呼称は薦舉・舉薦と称される場合もあるが、本稿では『唐會要』卷七八・七九の諸使雜錄に奏薦とあ

るのに従って奏薦で統一することにした。

- ④ 藩鎮による僚属の辟召については、彌波護「中世貴族制の崩壊と辟召制」(『東洋史研究』第二卷第三号 一九六二)、「唐代使院の僚佐と辟召制」(『神戸大学文学部紀要』第二号 一九七三)、共に「唐代政治社会史研究」同朋舎 一九八八所収、及び愛宕元「唐代の郷貢進士と郷貢明経——唐代後半期における社会変質の一考察」補遺——(『東方学報』京都 第四五册 一九七三) 参照。
- ⑤ 鄭炳焄「唐代の觀察処置使について——藩鎮体制の一考察——」(『史林』第七七卷第五号 一九九四)は、州県体制の崩壊により道の権限が強まったこと、憲宗朝以後それを積極的に利用する政策へと転じたことが、奏薦の盛行につながったとする。
- ⑥ 『唐会要』卷七八・諸使雜錄「勅、諸道軍府大将、帶監察已上官者、三周年与改転。」
- ⑦ 陸贄の論については、『陸宣公翰苑集』卷一七「請許台省長官奏薦屬吏狀」奏薦の挙主の側の推薦状の例としては李嗣の『李文公集』卷七「薦士於中書舍人書」等がある。
- ⑧ 沈既济の上奏が行われた年月日は、『資治通鑑』卷二二六による。「通典」では既济を礼部員外郎とするが、これは既济の最終的な官を記したもので、実際は『資治通鑑』にあるように協宰郎であった當時の上奏であろう。『新唐書』卷四五選舉志下も参照。
- ⑨ 「凡在銓衡、唯徵書判、至於補授、祇考官實、善書判者何必吏能、美資歷者寧妨貧賤。」
- ⑩ 「或曰、吏部有濫、止由一門、州郡有濫、其門多矣。若等為濫、豈若杜寮門而掃一門乎。答曰、州郡有濫、雖多門易改也、吏部有濫、雖一門不可改也。何者、凡今選法、皆択才於吏部、述職於州郡。若才職不称、紊亂無任、資於刺史、則曰、官命出於吏曹、不敢廢也。資於侍郎、則曰、量書判資考而授之、不保其往也。資於令史、則曰、按由歷

出入而行之、不知其他也。黎庶從弊、誰任其咎。若收守自用、則罪將焉逃。必州郡之濫、独換一刺史則革也。如吏部之濫、雖更其侍郎、無益也。」

- ⑪ 唐代の判については、市原亨吉「唐代の判について」(『東方学報』京都三三册 一九六三)、大野仁「唐代の判文」(滋賀秀三編『中国法制史——基本資料の研究——』東大出版会 一九九三)等参照。
- ⑫ 『文獻通考』卷三七・選舉考・舉官・馬端臨按語「吏部則試以政事、故曰身、曰言、曰書、曰判。然吏部所試四者之中、則判為尤切、蓋臨政治民、此為第一義、必通曉事狀、諳練法律、明弁是非、發納隱伏、皆可以此覘之。今主司之命題、則取諸僻書曲学、故以所不知而出其所不備、選人之試判、則務為駢四體六、引援必故事、而組織皆浮詞。然則所得者、不過字間精通、文章美麗之士耳。蓋雖名之曰判、而与礼部所試詩賦雜文無以異殊、不切於從政、而吏部所試為實沈矣。」
- ⑬ 『冊府』卷六三一「其觀察・刺史所舉、不得授以本州府畧令。」
- ⑭ 『冊府』卷六三一「應諸道奏請軍將兼巡内州別駕・長史・判司等、近日諸色入流人多、官途隘窄、諸道軍將自有衣糧優厚之処、仍兼月俸。若更占州畧員闕、則文吏無所容身、須有申明人知分限。起今已後、諸道節度・團練・防禦等使、不得更奏大将、充選内上佐等官、今日已前見任者、且任依前守官。」
- ⑮ 『旧唐書』卷一六三・孟簡列伝「是歲(元和一三年)、出襄州刺史・山南東道節度使。……(同一月)簡奏請均州鄖鄉縣鎮邊使趙潔充本畧令。台司奏有虧刑典、罰一月俸。」
- ⑯ 『冊府』卷六三一「如所舉畧令・録事參軍犯贓一百貫已下者、刺史量削階秩、一百貫已上者、移守僻遠小郡。觀察使望委中書門下奏聽進止。……所舉人中、如有兩人善政・一人贓犯、又得贖免。如此則長吏切於求理、須自択才、上奉朝章、必無濫舉。」
- ⑰ 禁約雜条の内の一条「所舉官更在任日、有行迹乖謬、不如舉狀及犯

罪至徒以上者、請兼坐辜主、一人奪祿一年、二人奪賜、三人奪階及爵、四人解現任職事官、五人貶官、六人除名。有犯贓罪至流以上者、倍論之。若舉用後、統知過謬、具狀申述及自按劾者、請勿論。〔割注省略〕

⑬ 請改革選舉事狀「京官六品以下（割注）応合選司注擬者」、右請各委本司長官自選用、初補稱撰、然後申吏部・兵部、吏部・兵部奏成、及下勅牒、并符告於本司、是為正官。考徒奏成日計。凡撰官、俸祿各給半。當時藩鎮が辟召した僚属は、寄祿官的に中央の職事官を撰官などの形を採って授与されるのが一般的であった。そのような実状を

三 吏部銓衡回復の試み

前章で述べてきたように、唐代後半期には藩鎮勢力の跋扈、尚書省の地位の相対的低下に加え、吏部による銓選自体が人材登用に当たって種々の問題を抱えていたこともあって吏部の地位は低下しつつあった。安史の乱後、至徳年間あたりからその傾向は顕著になった。しかしながら、吏部が人事問題に関して一定の役割を唐末まで果たし続けていたことは事実である。本章及び次章では、吏部の変質とその機能を中心に見ていくことにしたい。

まず前章と重なる部分もあるが、吏部による銓衡権の回復への試みについて見ていこう。宝曆二年（八三六）の吏部の奏には次のようにある。

伏して以えらく、吏部は毎年人を集め、及び留放を定め、注擬に至りて、皆闕員を約す。近ごろ入仕歳ごとに増え、由〔員の誤まりか〕闕日々少なし。実に諸道州府の奏する所悉く行われ、選司士子をして闕無からしむるを致すに由る。貧弱なる者凍餒滋いよ甚だしく、留滯する者は喧訴益々繁し。選を待つこと十余年、裏糧千余里有るに至る。累駁の後、方に敢えて官を望むも、注擬の時、別に勅授に遇い、私惠外府に行われ、怨誣有司に帰す。特に望むらくは明らかに節文令を立て、今自り已後、諸司諸使天下州府選限内、六品以下の官を奏するを得ざらしめん、と。〔冊府〕卷六三一

採用する形で各官司の長官に属官を選任させようとしたのがこの案である。吏部は諸司からの案に対して書類上の手続きをするのみになっている。

⑭ 例えば大理寺の官属の注擬に関して次のような記事がある。『唐大詔令集』卷七〇・宝曆元年正月南郊赦「刑罰不清、不足以言理、命官不重、不足以撻賢、閉出入之文、東上下之手、必資慎選庶叶詳平。大理寺官属、比来吏部所授、多非其才、宜令精選有志行文学兼詳明法律者、注擬。」

前章で見た奏薦が吏部の人事に関する権限を侵食していたことがよく分かる例である。銓選の司としての吏部の権限は大いに低下し、却って奏薦の形を取る方が仕官しやすく、そのため益々奏薦が横行することになるのである。この場合は勅旨によって奏に従うこととなったが、その後もしばしば吏部による銓選の権限を確認しそれを守らんがための規定が出されている。例えば、先にも見た大和元年（八二七）の中書門下奏では、兩京や諸道の州府が六品以下の官を奏薦するに当たっては初授を除いては吏部が注擬するのが原則であることを明記しており、また開成元年（八三六）の制からそのことは確認できる。要するに再三に渡って六品以下の吏部注擬の原則は確認されているわけだが、逆に言えばそれだけ実効性に乏しかったとも言える。

このような状況の下で吏部はどのように変質してきたのか、また国家はどのようにして吏部の機能を維持しようと試みてきたのか。人事に関する規定の整備や吏部下の組織を検討しながら考察してみたい。

人事に関わる法典整備や、どのような官司が人事に深く関わったのかということを簡潔に示しているものとしては、五代・後唐のものであるが次に掲げる史料が参考になるであろう。後唐建国後間もない同光二年（九二四）八月の中書門下奏には次のようにある。

吏部三銓・門下省・南曹・廐置・甲庫・格式・流外銓等の司、公事並びに長定格・循資格・十道図等に襲ぐ。〔冊府〕卷六三二
この条文は銓選に関わる格文の整備に関してのものであるが、これら銓選に関わる官司の業務に関しては長定格・循資格・十道図等といった法令に全て掲載することになっていったとある。長定格は選序の方法などについて定めたもので、『冊府』所収のいくつかの例からもその内容が窺われる。循資格については裴光庭の制度が下敷きになっており年功による昇進過程を記した法令である。十道図に関しては、州県の等級などを表したもので地方官の選任に際して参考資料となったものであるためここの法令整備の対象となっている。五代の制度は唐を継承するものが多いが、こうした法典はかなりの蓄積を経て編纂されたとするのが妥当である。つまり唐代後半期以後徐々に整備が加えられていたものを、よりまとまった

形に編纂し直し、施行の便に供したものであろう。

唐代の人事の大枠はやはり『大唐六典』にあるような形でまとめあげられたのであるが、既に述べているような諸般の状況から到底その通りに実施するのは困難な状況となっていた。そこで選格の改定によって時勢に対応するような試みが為されたのである。開成二年（八三七）の中書門下奏は旧格の不便さを解消すべく新格を提示したものであった。この提案に関しては、翌年吏部の方から不便であるので旧格の方を復活させたいとの上奏が為されたため、結局撤回されたのであるが、選格改定の試みは他にもしばしば為されている。前章で見たように、当時吏部人事は人材を登用する手段として機能しきつていなかった部分があり、それに対する改善を加えることによって吏部による銓選の建て直しを図ったものである。このほかにも先に見た奏薦に対する制限や容認の規定も選格の形で編纂されたものであろう。吏部の人事に関する権限を維持する方向で出されたものばかりではないが、実状を鑑みただで銓選が整然と運営されるよう努力がなされていたのである。

① 『冊府』卷六三二「西京及諸道州府六品已下官、除初授外、並合是吏部注擬。」

② 『冊府』卷六三一「兩畿及西京奏六品已下官、除勅授外、並吏部注擬。」

③ 長定格に関しては、例えば、『旧唐書』卷一七下・文宗本紀下・開成二年六月庚子条に「吏部奏長定選格、請加置南曹郎中一人、別置印一面、以新置南曹之印為文、從之。」とある。このように銓選に関わる官司、選序の方法などが長定格において定められたのである。その内容の一例としては、『冊府』卷六三二・銓選部・条制門・後唐・天成二年二月中書門下条に「擿長定格、選人中有隱憂者、殿五選。」とある。これは選人が掲出した書類中に隠欺があった場合、「殿五選」

即ちポスト待ちの期間を五年間延ばすという処分を定めたものである。

④ 十道図の内容は『大唐六典』卷三・戸部尚書（『通志』卷四〇・地理略一にも所収）所掲の開元十道図が参考になる。各道に属する州名・地理・貢賦等が列挙されており、州県官の人事を決める際の参考に供された。宋代のものであるが、『宋会要輯稿』職官一一・吏部格式司・大中祥符六年一〇月条に「權判吏部銓慎從吉言一格式司用十道図、較郡県上下緊望、以定俸給、而戸口歲有登耗、未嘗刊修、頗誤程品。乞差官校定新本、付本司行用。從之。」とあるのが参考になる。

⑤ 『冊府』卷六三一「吏部奏、去年所修長定選格、或乖往制、頗不便人、不可久施、請却用旧格。從之。」

四 唐後半期の吏部下の組織

さて次に吏部下の組織についてその唐代後半期の状況を考察する。これに關しても前章で取り上げた後唐・同光二年の中書門下奏を参照してみたい。それによると、人事に關わったのは吏部三銓・門下省・南曹・廢置・甲庫・格式・流外銓等といった機関であることが分かる。このような機関の名は唐代後半期の史料にもしばしば見られることから、該当時期の文官人事に關わった部署がこのようなものであったと考えて差し支えない。

これらのうちまず三銓であるが、これは一章でも見たように尚書一人と侍郎二人で分掌されたわけで、唐末五代に至るまでこの構造は大きくは変わっていない。ただ事宜に即しての若干の改革は行われているようで、例えば大和三年（八二九）の吏部奏では尚書三銓とその序列に關して変更がなされた。^①

甲庫については、後述するように、人事に關する諸々の資料を集積した庫で、それを管理する官が置かれていた。

さらに門下を除く南曹・廢置・格式・流外銓といった組織であるが、これに關しては郎中・員外郎が分掌したことを、『唐国史補』卷下の次の史料が簡潔な形で示している。

郎官の故事は、吏部郎中は二斤、小銓を先とし、格式を次とす。員外郎は二斤、南曹を先とし、廢置を次とす。

『唐国史補』の記事は開元年間から長慶年間にかけてのものであり、郎中の席次で小銓の方が上位となっている点は『大唐六典』と異なることから、開元年間からは遠ざかった時期のものと考えられる。この分掌に關しては、『大唐六典』では南曹・小銓（流外銓）の名称は見られるが、格式・廢置の名称は見られない。『旧唐書』職官志は『大唐六典』と同様である。また『新唐書』百官志では員外郎の内の一人が南曹を管轄することは述べられているが、今一人については全く触れられておらず、南曹の重要性が高くなったことが窺われる。それぞれの官司が『大唐六典』所掲のものにどの程度対応しているであろうか。以下その職掌について検討していくことにする。

(一) 南曹と廢置

吏部下の組織の中でも、唐代後半期から五代にかけて銓選関係の史料中にしばしば表れてくるのが吏部南曹である。これに関して鳥谷弘昭氏がその「濫過裝置的」な役割について言及されており、氏の論考と重なる部分もあるが以下南曹の沿革について検討しておきたい。^②既に第一章で見たように総章年間には成立しており、任官候補者に関する様々な資料の管理や審査に与り、員外郎の内の一人がその任に当たった。今一度『大唐六典』規定によりその職掌を確かめておく。

員外郎一人、選院を掌り、之を南曹と謂う。(註)其の曹は選曹の南に在り、故に之を南曹と謂う。(每歲、選人に解狀・簿書・資歷・考課有り、必ず之に由り以てその実を覈し、三銓に上す。其れ三銓甲に進まば則ち署す。

このように三銓による注擬もあくまで南曹のチェックを経た資料に依っていたわけで、それだけ南曹が吏部銓による人材登用には大きな影響を及ぼしておりその重要度も高かったということになろう。また『唐会要』には簡単な沿革が掲載されているが、ごく一時期を除いて通例は判南曹は一名であり、判廢置の員外郎と互いに転庁していたことが分かる。^③

員外郎のもとで煩雑な書類の整理などを行ったのは、流外官である令史などである。『大唐六典』によると吏部管轄下の四曹のうち吏部曹の令史は三十人であった。天宝元年(七四二)に建てられたという吏部南曹石幢の頌に付せられた序文では、人材を選びその能力を見極めポストに就けることの重要さや困難さを述べ、それゆえ三十人の優良な吏をおいたことが述べられている。^④この三十人というのは吏部曹の令史全体の数であるが、南曹石幢が作られそこに吏部曹の令史に関して記した点に南曹の果たしていた機能の重要性が窺われる。南曹の役割が重視され、諸々の規定などでそれに対して言及されるのは、主に八世紀貞元・元和期以降であるが、『大唐六典』が編纂されて間もない時期にも既に人材銓衡の上で南曹の持つ機能に期待がなされていたのである。

また大和三年の吏部奏には次のようにある。

吏部奏すらく、三銓正令史は、毎銓元七人を置く。今譜うらくは、大和元年流外銓起請に依り、五人を置き、二人を減下せん。南

曹令史は一十五人、今請うらくは、大和元年流外銓起請節文に依り、三人を減下せん、と。勅を奉じたるに宜しく依るべし。〔冊府〕卷六三二)

ここでは吏部曹下の令史の定数に関して流外銓の求めに応じて削減しよう求めているわけであるが、それ以前の状況としては三銓令史が七人であったのに対して南曹令史は倍以上の十五人もいた。もし『大唐六典』に記載されている開元期と令史総数に大差がないとすれば、半数が南曹の令史であったということになる。上奏の結果、三銓令史は五人、南曹令史は十二人に削減されたのだが、依然として南曹令史の割合は大きく三銓令史の倍以上いたわけである。南曹の職務の性質上、多数の胥吏を要したということは理解できるが、その機能、即ちそこで行われる諸々の検査が重視されていたことの現れと見てよい。もっともこうした胥吏が不正を働き人事を乱すこともしばしばで、その存在が弊害を生み出している側面もあった。^⑤

南曹の人事における重要性を示すものとしては、『旧唐書』卷一四九・令狐峘伝に次のような記事がある。

初め大曆中、劉晏吏部尚書と為り、楊炎吏部侍郎と為り、晏は峘を用いて吏部南曹の事を判せしむ。峘は晏の挙を荷い、分闕毎に必ず其の善なる者を扱ひ晏へ送り、不善なる者を炎に送る。炎心に之を不平とす。

劉晏が尚書で楊炎が侍郎であった時期は大曆九年(七七四)末から一二年(七七七)にかけてのことである。尚書・侍郎は三銓を分掌したわけであるが、先に見たように選人に関して諸々の検査を行いそれを三銓に送るのは南曹の職務であり、ある意味で尚書・侍郎以上に人事に対する直接の影響力を及ぼすようになる。ここでも事実上の人事の銓衡権を掌握していたのは吏部南曹の担当者であった令狐峘であった。このケースで見れば、最終的に注擬に当たるのは吏部三銓であり即ち尚書や侍郎だが、実質的な審査は南曹で行われるのであるから、それをクリアしなければ三銓の段階へは進めないのである。尚書である劉晏や侍郎である楊炎が裁量できる人事も結局は南曹の送ってくる範圍に限られたのであった。このケースは党争の中で南曹の人事を押さえることが各派にとって非常に有効に作用することになった一例である。

また長慶年間に吏部尚書となった李絳が郎官十人を置いて、南曹業務を分担して担当させようとしたことや、開成年間に南曹郎中が設置されたことはその後も南曹の業務が重視されていたことを示唆している。^⑦

五代になっても南曹は依然として審査機関として機能し続けた。南曹が選人の審査に当たったことを示す史料は五代を通じて存在する。五代でも中央集権が回復されつつあった末期の例の一つ挙げておくと、後周・広順元年（九五二）の吏部三銓奏では、

去年の冬、南曹判成るの選人三百八十一人、十一月二十二日の兵火を経、磨勘了りたる歴任の文書を散失し、或いは送納せる文書未だ鈔さざるありて、南曹の失墜せる公惡を取到するに及ぶ。銓司若し格に依り磨勘せば、恐らくは選人訴論す。今只た南曹の給到せる失墜の公惡に抛り便ち施行を与えん。〔冊府〕卷六三四

とあり、南曹が選人たちの歴任の文書に関して検査をした上で「公惡」を作り三銓に送っていたことが分かる。なお南曹の検査を通過し三銓に送られた選人が三百八十一人もいたことは、審査の部分では吏部銓が機能していた証左と見てよからう。

さて、南曹と並んで員外郎が管轄していたのが廃置である。先にも見たように『大唐六典』には廃置という形での記載はないが、『通典』の記載からは、既に南曹が総章二年に成立した時点で廃置も成立しており、員外部二名の内の南曹担当者でない者が廃置の方を担当していたことが分かる。^⑧では廃置はどのような機能を果たしていたのか。

例えば、次のようなケースがある。開成年間左武衛大將軍であった張克勤は、赦文によって一子に官を与えるという恩典が認められたとき、子が幼少であるので代わりに外甥に授与されんことを請うている。この状は中書から吏部員外郎判廢置の裴夷直に回され、そこで不許可の判断が下されている。^⑨この点から見てこうした官職の除授、罷免等の最終手続き及び審査に与ることが廢置の職務であったと考えられる。

ところで、このように員外郎管轄として南曹と廢置が併置されていたわけであり職掌において類似する部分もあるわけ

だが、両者の関係はどうであったのだろうか。これに関して端的な形で示しているのは、『唐会要』卷七四・論選事の「其銓綜也、南曹綜覈之、廢置与奪之、銓曹注擬之。」という記述で、銓曹（三銓）での注擬に先立っての手續きを行うということになる。

その内容がもう少し具体的に分かる記事を検討してみよう。例えば大和五年（八三二）六月の勅では、

応ゆる選人未だ試みざるより已前、南曹駁放の後、廢置詳断を経、及び堂判に准じ却収せよ。〔冊府〕卷六三二

とある。南曹駁放というのは南曹において審査の結果不適と見なされることであり、次の段階に進めないわけである。ただし、さらに廢置での審査を経ることができた。その後選人は三銓に送られるわけであって、詳断とは最終的な除官に当たったのチェックを指すものであろう。実際、両者の職務内容を簡略に表していると考えられる「南曹檢勘・廢置詳断」と併称されているケースはいくつかある。

同年同月の別の詔では、

南曹檢勘・廢置詳断、選人儼し屈事有らば、以て往覆辨明するに足る。近年より已来、有理・無理を問わず、多く中書門下を経て接訴し、有司をして職を失い守る所を知ること莫からしむるを致す。選人分を踰え、唯だ哀矜を望む。若し条約無くんば、恐らくは更に激い甚だしからん。今を起ちてより已後、其れ駁せられし選人、若し已に期限に依り廢置の詳断を経るも成らず、自ら屈有るを謂わば、中書門下を経て陳状するを任せ。状吏部に至りてより後、銓曹及び廢置、更に詳断を為し、其の事理を審らかにし、収むるべきは即ち収めよ。——（以下略）——〔冊府〕卷六三二

とある。この勅では選人が吏部での銓衡の結果に不満があった場合の手續きを記しているのだが、弊害として直接即時に中書門下へ訴えていくことが挙げられており、中書門下の権限強化と尚書吏部の権能の低下を暗示している。吏部の中では南曹と廢置が選人が官途に就くに当たって吏部三銓と並んで主要な位置を占めていた。南曹がまず審査をし、廢置がそれに對してさらに審査を行い最終的に三銓へ送る選人を決定する。つまり二重の資格審査を行っていたわけで、南曹で「駁

「放」された選人も廢置でさらに「詳断」を受けることができた。ただこのような二重体制はある面で煩雑さを生み出すことにもなるから、結局選人の資格審査は主に南曹が担当することになり南曹審査→三銓注擬という構図が出てくるのである。^⑩

南曹や廢置での審査の対象は主に選人であったが、二章で見たような被辟召者や被奏薦者（選人が含まれる場合もある）の審査を吏部で行っていた場合も、南曹で行っていたと見てよいだろう。先に見たように辟召のような場合でも「考」のような年功を基準にして規制している場合も多いため、その審査には吏部が関わるのである。吏部試から注擬する場合、被辟召者・被奏薦者に対する場合と、影響の大小は異なるであろうが、任官候補者の審査に関して広く関わっていたわけがある。

このような南曹の機能は宋代にも引き継がれ、任官候補者に対する審査機関としての役割を果たし続けた。^⑪一方廢置の方も五代・宋を通してその存在は確認され、一応の役割は果たしていたようではあるが、南曹に比べその重要性は小さかった。熙寧五年（一〇七二）、南曹は廢止され流内銓に吸収されることになる。胥吏の不正が目立つことが理由の一つとして挙げられているが、煩雑を避け統廃合されたという側面も強かったであろう。^⑫一方の廢置については、南曹廢止より早い時期に実を失っていたと見られる。

（二） 小 銓

次に郎中二人が分掌した格式と小銓について見ておきたい。まず小銓であるが、これは流外官の銓選を掌った。このことに関しては『大唐六典』に規定されているとおりであるが、実態はともかくも唐末まで表面上その職掌はさほど大きな変化もなく推移していったと考えてよいだろう。先に見た南曹や三銓の令史の定数に関しても流外銓の要望に添う形で認められており、その職掌の一端が窺われる。ただ『六典』を見る限りでも流外官の数は相当なものであるからその人事や

入流に関しては煩雜をきわめたことが予想される。その任用などに関しては権限の大部分が各官司にあったと考えるのが妥当である。

『唐会要』卷六十六・大理寺・大和元年(八二七)十月の大理寺の上奏では、

吏部の起請により、当司の府史二十員、三人を減下し、又勅して転選せしめん。請うらくは勅に准じ、附甲し及び減員せざらん、と。

とあり、吏部によって大理寺の流外官である府史の定員減が求められたが、結局は大理寺側の要望に添う形で吏部の意向は認められなかった。なおこれに先立って元和一五年(八二〇)にはやはり大理寺から府史の入流の条件に関する上奏がなされ、それが認められておりここでも吏部の権限は及んでいない。^⑭このような例は他の官司についても見られ、多かれ少なかれ似たような状況であったろう。しかも大和四年(八三〇)には東宮官について吏部が流外官を注擬することを認めないとする規定も出されている。^⑮結局吏部の小銓は注擬そのものより形式的な手続きをするのみの機関となっていたようである。

(三) 格式司

一方格式司であるが、その職掌に関しては従来あまり触れられていない。『唐国史補』によると郎中の内の一人が格式担当ということになっているが、格式司の名が史料中に現れる例は唐代においてはきわめて少ない。『唐会要』卷八二・甲庫・大和九年(八三五)十二月勅は中書・門下・吏部の甲庫に関して規定したものが、

今を起ちてより已後、諸司・諸使・諸道応に奏すべき六品以下の諸色の人にして、旧と官及び出身有るを称し、改転を請い并びに授官を請い、商量を与うべき者、進士登科し衆の聞知する所なるを除くの外、宜しく先に吏部・中書・門下三庫に下さしめ、給事中・中書舎人・吏部格式郎中に委ね、各々本甲庫官と同一に検勘し、有無を具し中書門下に申報し、審びらかにして異同無くんば、

然る後資に依り進擬せん。

とある。即ち格式担当の吏部郎中は、門下における給事中、中書における舎人と並んで、諸色出身者に関する資料を集積している甲庫^⑩をその管轄の官と調査するように命じられている。つまり尚書吏部において門下における給事中や中書における中書舎人と同じ様な立場にあったことが窺われる。給事中の職掌に関しては、「凡そ文武六品以下の職を授くるは、所司奏擬せば、則ち其の仕歴の深淺・功状の殿最を校し、其の徳行を訪ね、其の才芸を量り、若し官其の人に非ず、理其の事を失わば、則ち侍中に申し退量す。」（『大唐六典』卷八）とあり、制勅の宣行を掌るといふ職務とも関連して人事決定の最終段階での審査に深く関わっていた。また中書舎人についてはその職掌の中に考課の最終決定に与るといふことがあるから、やはり人事問題に密接に関わってくるのである。

格式という語からは或いは法の形態である格や式が連想される。実際しばしば長定格・循資格といった選格の改定が行われた形跡があるため、元もとは銓選関係の制度の整備に当たった部局であったかもしれない。この格式司という名称がいつ頃から現れるのか、唐代において格式司が史料中に現れる例はきわめて少ないため如何とも判じがたい。『大唐六典』規定では小銓担当でない郎中の職務に関しては叙階等に関して取り扱うということになっており、『通典』では文官の名簿や告身のことを取り扱うことになっている。特に『通典』の職掌から見れば、給事中や中書舎人と並べられることはあり得ることで、甲庫との関わりも当然のことながら密接であっただろう。従って、この史料から見ると限り格式司の職掌は小銓担当でない郎中の職掌とある部分において一致しているのである。

五代になるといくらか具体的に格式司の職掌を示唆する史料が出てくる。後唐・清泰二年（九三五）の工部尚書判吏部尚書銓崔居儉の奏では、

今年の選人の内八十三人は闕の注擬する無く、詞訴紛紜たり。蓋し近勅に因りて選を減ずれば入仕する者の門多し。区分すべしと雖も、詞理を抑え難し。請うらくは、格式に下して、四月の後に合に用うるべき員闕を取り発遣すべし。（『冊府』卷六三三）

とあり、同じ案件に関する中書門下奏は、

先に銓曹の員闕を論ずるを以て、遂に却って戸掾一員、諸州一百五十員を置く。格式の元送りし闕簿は六百四十余処、後に又資序を起折するを許す……。〔同〕

とあることから、つまり選人を注擬すべき員闕の割り振りについては格式司が担当していたのであった。おそらく唐代後半期から格式司がこのような機能を果たすようになったのであろう。^⑧選人の注擬の際にはそれに見合うようなポストに就けなければならぬから、先に見たような甲庫の資料を調査するというような任務も必要となる。

また後晋・天福八年（九四三）六月の兵部侍郎呂琦の奏では、

臣竊に見るに、四時の選人の三銓闕を待ち停滞せるは、已に数百に及び、棲遲困を累年に列ぬ。南曹の鑿目、銓に申すは、常に三十、二十有り、格式の毎月闕を送るは、五員七員を過ぎず。〔『冊府』卷六三四〕

とあり、南曹で選人の審査を行い、その合格者の名を送ると三銓がそれを適当なポストへ就けるといふ構図が読み取れ、その注擬すべきポストは格式司が提示してることが分かる。このほかにも五代を通じて格式司関係の史料は見られるが、概ね選人に割り振るポストに関して取り扱っていたことになっている。

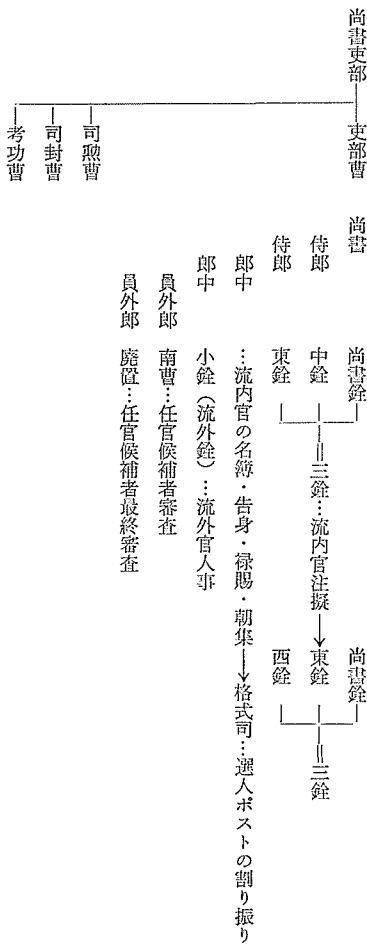
こうした格式司によって割り振られる選人向けのポストは、州県官の場合が多い。実際、唐以来、州県のランクの升降が往々にして吏部の上奏に沿う形で進められている。州県官の任命に際してはその州県のランクというものが持つ意味は大きいから、人事を扱う吏部が関わることになるのである。その中でも特にポストの割り振りに当たった格式司の関与する部分が大きかったことは、宋代の例からも察することができよう。

宋代に入っても吏部格式司の存在は認められる。『職官分紀』卷九・格式司の規定によると「幕職州県官の格式・闕簿・辭謝を掌る」とあり、要するに幕職州県官の任命などに関する事項を主に取り扱う官司であった。『宋会要輯稿』などに見られる例でも、幕職州県官に関して取り扱う部局として機能しており、州県の戸口による等級付けや州県官の俸給など

に關係している¹⁹⁾。『宋史』選舉志では宋初において吏部の権限が及ぶのは幕職州県官のみであったとしている²⁰⁾。その状況から考えると、ポストに関する割当等を担当するという格式司の職掌はさほど変わっていない。ただ唐末・五代期を経て吏部機能が低下するとともに対象とする範囲も限定されることになったのであろう。こうしたことから吏部権限が決定的に失墜したのは唐末から五代の軍閥政権の下であったと言える。五代末から宋初徐々に中央集権が進められたのに伴い、使府より幕職官の人事権を回収した結果、格式司も『職官分紀』に記されるような職掌になった。格式司はその後選人の俸給に関して取り扱うのみの機関となってしまう、結局熙寧五年に南曹と同時期に廃止されたようである²¹⁾。

さて員外郎管轄の南曹・廢置、郎中管轄の格式司を中心に唐代後半期における吏部の機能を見てきたが、その役割を整理すると次のようになる。任官候補者である選人は南曹での書類審査のあと、廢置でさらに詳しい審査を受け最終的な合否が決定される。そして合格者は三銓へ送られ、格式司の提示してくる員闕即ちポストに就けられるという流れがあっ

附図 吏部機構の変遷



たのである。特に員外部の管轄する南曹は選人の経歴や考課などに関する資料をチェックしたわけでの役割は重視され、煩雑な業務を掌っていた。奏薦の盛行により吏部の人事に対する権限は侵食されてきたが、一方では吏部の機能を保持するような試みもなされていたのである。ただ結果的には吏部の権限は弱まりつつあったわけで、『新唐書』選舉志では南曹の機能の上昇と吏部の権限の低下を結びつけるような形で捉えている。つまり南曹の役割が重視されるようになったのは、吏部が書類の処理や審査のようなきわめて形式的な手続きをするための機関へと変質していったためであることを示唆している。このような傾向は時代が下るにつれ益々顕著になったわけで、宋代熙寧年間までの吏部の状況はまさにそのようなものであった。^③

① 『冊府』卷六三二・大和四年七月条「吏部奏、当司兩銓侍郎、伏以吏部居文昌主曹、侍郎尚書二職、銓廔所宜順序、序事固有等差、旧以尚書序之、次為中銓、其次為東銓、自乾元中、侍郎崔器以當時休咎為衷、奏改中銓為西銓、久次侍郎居左、以新除侍郎居右、因循倒置、議者非之。伏請、今以後、以久次侍郎居西銓、以新除侍郎居東銓。勅旨依奏。」

② 鳥谷弘昭「唐代の吏部南曹について」(『立正史学』第六五号 一九八九)

③ 『唐会要』卷五八・吏部員外郎参照。

④ 『金石萃編』卷六六・吏部南曹石幢頌并序。「天官曹品微辟材、選任庶職、(七字欠)也。求而聚之、謂之會府、銓以審其能、曹以覆其失、而後(二字欠)寔難其任、所以置卅人、皆時秀幹理者得之。至於人吏股肱、考課繁積、則分掌而決事矣。」とあり、以下に数名の胥吏の名を載すが、これらは吏部令史三十名の内の一部である。

⑤ 南曹の胥吏の不正については鳥谷氏も指摘されているが偽の告身を發給して死り出すような行為が主なのであった(『旧唐書』卷一七六・楊虞卿列伝)。任官候補者の審査等に当たるといふ南曹の職掌か

らすればそのような不正の入り込む余地は大いにあったわけである。

『權載之文集』卷三一・吏部員外郎南曹序壁記等参照。又『旧唐書』卷一四八李藩伝には「藩尋改吏部員外郎。元和初、遷吏部郎中、掌曹事、為吏所蔽、濫用官闕、黜為著作郎。」とあり、南曹の胥吏とは限定できないが、吏の不正が人事を乱すことになったことが分かる。

⑥ 『唐國史補』卷下「長慶初、李尚書絳、議置郎官十人、分判南曹、吏人不便。旬日出為東都留守、自是遷曹成狀、常亦連畢也。」郎官とあるが、吏部の郎官のみでは十人には達しないので、他の五部の郎官からも判南曹という形で南曹の任に当たらせたのである。職事官が寄祿官化する傾向にあった唐代後半期においては、「判」字を曹名に冠して他の曹の職務を掌る例は往々にして存在する。なお李絳が吏部尚書であったのは、長慶元年の七月から十月にかけてのことであり、この案は大して実行されることもなく撤回されたようである。

⑦ 南曹郎中の設置については前掲三章注②参照。

⑧ 南曹に対して北曹という名称で呼ばれた官司も存在したのであるが、これは廢置を指していると考えてよからう。例えば、『五代会要』卷一七・監察御史・後唐・同光二年五月の御史台的奏では、「准本朝

故事、六芸合行職事如後、吏察、応南北曹磨勘選人、各具駁放判成人名銜、牒報分察使、及三銓応鎖銓注官後、具前銜名、牒報分察使点檢。……とある。南北曹の職務は選人の磨勘であり、ほぼ南曹と磨勘の職務に一致するのである。共に員外郎管轄であったこともあり、南曹に対して磨勘を北曹と呼ぶことがあったのだろう。

- ⑨ この一件については、『旧唐書』卷一四一／『新唐書』卷一四八の張孝忠伝附張昭昭伝、『冊府』卷六三一、『唐會要』卷五八・吏部員外郎に掲載されているが、繫年によれば、『旧唐書』『唐會要』は長慶年間、『新唐書』『冊府』は開成年間とする。『唐大詔令集』卷五・改元開成赦には、「河朔節將以州縣掃國者、張茂昭・田弘正・程權各与一子官、子弟堪任使者、委中書門下並加引用。」とあり、おそらくこれが該当する赦であろう。したがって、開成年間に繫年するのが正しい。ここでは『冊府』より引用する。『吏部奏、准制、請叙一子官、張茂昭男左武衛大將軍克勤進狀、称男小未堪授任、請迴与外甥、准起請節文、只許迴与周親。克勤又奏、承前諸家請迴授外甥、並蒙允許。中書省牒吏部詳断、左司員外郎權判吏部廢置裴直斷一子官、恩在報功、貴延賞典。若無已子、許及周親。今張克勤自有息男、妄以外甥奏請、移於他族、知是何人、儼涉亮官、実為亂法。……』
- ⑩ 主に南曹が審査のための機関として機能していたことは先に見た符吏数の問題からも窺えよう。また官庁の諸々の用務に使用するために設けられている厨料に關しても南曹は独立して設けられている。『冊府』卷五〇六・邦計部・俸禄門・貞元一二年の御史中丞王顔の奏によると、厨料について簡勘したところ、吏部尚書銓は三千八百八十二貫二十文、東銓は二千四百四十五貫三百一十文、西銓は二千四百三十三貫六百六十一文、南曹は五百八十貫文、甲庫は二百八十四貫六十五文、功状院は二千五百貫文、流外銓は三百貫文などとなっている。
- ⑪ 宋代における南曹の例としては、例えば『統資治通鑑長編』卷一八

・太平興國二年正月壬申条に、「先是、諸州掾曹及県令・簿・尉皆吏部南曹給印紙曆子外、或別給公掬。」とあるように地方官に關する審査を行いその關係の書類を發給するという役割を見て取れる。また『統資治通鑑長編』卷九・乾德六年八月辛酉条に「令合格選人到京者、即赴集、不必限四時、及成甲次、南曹・銓司・門下省三処磨勘注擬、并点檢謝辭等、共給一月限、南曹八日、銓司十五日、門下省七日、著為定式。」とあるように銓司（流内銓）・門下省と並んで選人に対する審査を行っていたのである。なお唐代においては選人は礼部試に合格し吏部試に未だ合格していない者をさすが、宋代においては文階の最下級にある者である。梅原前掲書 第一章第二節参照。

- ⑫ 宋代における磨勘の事例としては、『宋會要輯稿』職官一・甲庫・大中祥符七年一月条に次のようである。「詔、今後廢置司、應收到事故、合廢置選人官告文字、並西時当厅批繫、牒送刑部毀抹。」
- ⑬ 南曹の廢止については『統資治通鑑長編』卷二三五・熙寧五年閏七月是月条に詳しい。
- ⑭ 『唐會要』卷六六・大理寺・元和一五年「大理寺奏、当司府史、許七考入流。勅旨依奏。」
- ⑮ 『唐會要』卷六七・左春坊・大和四年一月「左庶子孫春奏、……伏請自今以後、吏部不得更注擬流外人、其見任官中有流外者、許臣具名銜牒吏部、至注官日注替。勅旨、宜依。其見任官是流外出身授者、待終考秩。自今以後、吏部更不得注擬。」
- ⑯ 甲庫に關しては『唐會要』卷八二・甲庫にまとまった記述がある。甲庫官については、例えば開元一九年五月一日の勅に、「尚書省内諸制勅庫、及兵部・吏部・考功・刑部簿書景跡并甲庫、每司定員外郎主事各一人、中書門下制勅甲庫、各定主書・録事以下各一人專知、周年一替、中間不得改移。」とあるのが参考になろう。
- ⑰ 『大唐六典』卷九・中書舍人「凡有志奏議、文武考課、皆預裁焉。」

⑮ 唐宋のものであるが、『唐会要』卷七四・選部上・吏曹条例・天祐三年四月一九日条には、「吏部奏、今後選人、如格式申送員闕、任其穩便去處請官、不得妄指斜諸道、……」とあり、五代期の格式司と同様の職務を遂行していたことが分かる。

⑯ 例えば、『宋会要輯稿』職官一・吏部格式司・大中祥符六年一月条に、「權判吏部銓從吉言、格式司用十道圖、較郡界上下緊望、以定釋給、而戶口載有登耗、未嘗刊修、頗誤程品、乞差官校定新本、付本司行用。從之。」とあり、格式司の職掌の具体的内容が分かる。

⑰ 『宋史』卷一五八・選舉志四・銓法上によると「吏部銓惟注擬州縣官・幕職、兩京諸司六品以下官皆無選、文臣少卿・監以上中書主之、京朝官則審官院主之、武臣刺史・副率以上內職、樞密院主之、使臣則三班院主之。」というのが、宋初の状況であった。また『文獻通考』卷三八・選舉考・舉官では、宋朝の制として「吏部銓唯注擬州縣官、旧幕職皆使府辟名、國朝但吏曹擬授。京諸司六品以下官、皆無選、中書特授。」とある。

結びにかえて

本稿では、唐代の文官人事について主に吏部の人事に対する権限及びその機能を中心に考察を加えてみた。吏部は本来六品以下の官の人事即ち旨授を掌り、尚書六部の中でも一段と重視されていたが、唐代後半期になるとその権限は縮小する。従来、唐代後半期には吏部の機能は失墜するという説明がなされてきた。確かに奏薦の盛行などその権限において大きな後退があったことは認めうるし、吏部本来の人事権の及ぶ範囲からすればかなり縮小していた。しかしながら、既に述べてきたように人材の銓衡の上で吏部曹下の諸官司がそれぞれの機能を果たしてきたのである。特に任官候補者に対する審査を行う南曹の機能は重視されており、奏薦などの形での地方官司における人事にも審査という形で関わって

⑱ 『統資治通鑑長編』卷二三五・熙寧五年閏七月是月条には、王安石の言葉として「如格式司、但批選人料錢等、今既增俸、即格式自無復可存之理。」とある。先に述べたようにこの時南曹は廃されたのであるが、格式についてははつきりとは述べられていない。ただこの後格式司の存在が確認できないこと、格式司の機能がかなり狭まり閑司となりつつあったことなどから、一連の改革の中でこの時期に廃止されたと考えられる。

⑲ 『新唐書』卷四五・選舉志下「又詔員外郎・御史諸供奉官、皆進名勅授、而兵・吏部各員外郎一人判南曹、由是銓司之任輕矣。」進名勅授の施行と併せて南曹の設置も吏部や兵部の権限が軽くなった原因の一つとして捉えていると考えてよからう。

⑳ 元豊より以前に銓選に当たった官司としては、文官については審官東院と流内銓、武官については審官西院と三班院が分掌した。そして元豊年間にはたつて吏部四選の法が立てられ、建前上は全ての人事は吏部に帰することになる。宮崎前掲論文、及び梅原前掲書参照。

た。また地方官を中心とするポストに対する格式司の関与も注意すべき点である。中央における尚書省の地位の低下、地方における藩鎮による人事への関与という状況の下で、吏部の機能が部分的に保全されたのは官告等の書類処理関係と人材の審査という側面に期待がなされたからである。さらに資や考が吏部試の欠点として指摘されたとしても、年功を叙任の際の一つの基準とするのは避けられなかった。使府下の幕職官についてすら年功による規制を加えたのもその現れである。唐代後半期にも吏部選に合格することが榮譽と考えられていたのも、ある程度は人材を銓衡する機能を果たしていると考えられていたからであろう。こうした年功の体系が改変を加えられつつ後世へ受け継がれていくのだが、唐代後半期には書類処理や審査に当たった吏部がここに関わってくるのである。辟召・奏薦による任官が中央官も含めた官途の一つとして位置づけられている以上は、そうした形での吏部の関与は当然のことであろう。少なくとも九世紀前半頃は本稿で述べてきたような吏部の機能が比較的有効に作用していた。

さてこのような吏部での職務に当たった官人であるが、唐代後半期には『大唐六典』に規定されているような吏部尚書・侍郎・郎中・員外郎といった本来のポスト以外に、他のポストを寄禄官的に有し「判吏部選」「判南曹」といった形で吏部での職務に当たるケースも多かった。何れの場合もそれなりに権力を持った者が吏部での権限を握っており、職権の範囲を狭めつつも吏部官は重要なポストとなっていたのである。

本稿では主に吏部機能の変遷に重点をおいたため、個々の官人の昇進過程や考課制度の実態については触れることはできなかった。これらの問題については政治状況などとも関連することから困難な部分が多く、未だその具体像は明らかにされていない。制度の変遷を追った上で個別例を検討し直していく作業が必要とされるが、その点については今後の課題である。

The Urban Spatial Structure of Medieval Kamakura

by

YAMAMURA Aki

Medieval Kamakura was situated in a small valley. Claims that the city was developed on a grid pattern, reminiscent of Heian-kyo, are groundless. Prior to the establishment of the Kamakura government, dwellings were located along the east-west road and at the foot of surrounding hills ('yatsu'). Minamoto Yoritomo, in 1180, built official structures along the east-west road and in addition, constructed a north-south street in the center of the valley, which did not, however, function for a few decades. As the political situation evolved, most government buildings concentrated on the north-south street, which became the main axis of Kamakura. Once this road was developed, and urbanization progressed, narrow paths connected these major streets ('zushi'). Many of these paths ultimately became lined with houses.

Tang Bureaucratic Appointments and the Board of Civil Affairs's Shifting Function

by

MATSUURA Norihiro

During the Tang dynasty, the appointment of civil servants was controlled by the Board of Civil Affairs (吏部). From the latter eighth century, however, the administrative prerogatives of the Board of Civil Affairs shifted to the Secretariat-Chancellery (中書門下) for central national appointments, and to the provincial government (藩鎮) for local appointments. Nevertheless, when analyzing the role of the Board of Civil Affairs in the late Tang, the Five Dynasties and the Song periods, it is clear that the board continued to function as both an archive and an investigative agency of civil servant candidates throughout the Tang dynasty.